

熊本県立農業大学校防犯カメラの管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立農業大学校（以下「大学校」という。）に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置者、設置場所及び台数等

大学校及び大学校後援会が設置するカメラは、大学校耕志寮及びその敷地内の次の場所に設置する。

寮外部：9台、寮出入口：4台、駐車場：1台、
女子棟入口：2台、女子風呂外側付近：1台

(2) 撮影対象

カメラにより撮影する対象は、施設及びその敷地に入出入りする者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラにより撮影した映像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、副校長兼事務長（後援会会計管理者）とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者が特に必要

と認めた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は、管理責任者が3年間保存しておくものとする。

(3) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は管理責任者が別に定める。

附則

この要項は、平成30年1月4日から施行する。

附則

この要項は、令和5年1月10日から施行する。